

別表－40 激甚災害指定基準

適用措置	指定基準
公共土木施設 災害復旧事業 等に関する特 別の財政援助 第 2 章(第 3 条・第 4 条)	<p>A 公共施設災害復旧事業費等の査定見込額$>$全国標準税収入\times0.5%</p> <p>B 公共施設災害復旧事業費等の査定見込額$>$全国標準税収入\times0.2%かつ</p> <p>(1) 一の都道府県の査定見込額$>$当該都道府県の標準税収入\times25%…の県 が 1 以上</p> <p>又は</p> <p>(2) 県内市町村の査定見込総額$>$県内全市町村の標準税収入\times5%…の県が 1 以上</p>
農地等の災害 復旧事業等に 係る補助の特 別措置 (第 5 条)	<p>A 農地等の災害復旧事業費等の査定見込額$>$全国農業所得推定額\times0.5%</p> <p>B 農地等の災害復旧事業費等の査定見込額$>$全国農業所得推定額\times0.15% かつ</p> <p>(1) 一の都道府県の査定見込額$>$当該都道府県の農業所得推定額\times4%…の 県が 1 以上</p> <p>又は</p> <p>(2) 一の都道府県の査定見込額$>$10 億円…の県が 1 以上</p>
農林水産業共 同利用施設災 害復旧事業の 補助特例 (第 6 条)	<p>(1) 第 5 条の措置が適用される場合 又は</p> <p>(2) 農業被害見込額$>$全国農業所得推定額\times1.5%で第 8 条の措置が適用さ れる場合 ただし、(1)(2)とも、当該被害見込額が 5 千万円以下の場合を除く。 ただし、上記に該当しない場合であっても、水産業共同利用施設に係る ものについて、当該災害に係る漁業被害見込額が農業被害見込額を超え、 かつ、次のいずれかに該当する激甚災害に適用する。</p> <p>(3) 漁船等の被害見込額$>$全国漁業所得推定額\times0.5% 又は</p> <p>(4) 漁業被害見込額$>$全国漁業所得推定額\times1.5%で第 8 条の措置が適用さ れる場合 ただし、(3)(4)とも、水産業共同利用施設に係る被害見込額が 5 千万円以 下の場合を除く。</p>
天災による被 害農林漁業者 等に対する資 金の融通に関 する暫定措置 の特例 (第 8 条)	<p>A 農業被害見込額$>$全国農業所得推定額\times0.5%</p> <p>B 農業被害見込額$>$全国農業所得推定額\times0.15%かつ 一の都道府県の特別被害農業者$>$当該都道府県の農業者\times3.0%…の県が 1 以上</p> <p>ただし、A B とも、高潮、津波等特殊な原因による災害であって、その 被害の態様から、この基準によりがたいと認められるものについては、災 害の発生のとど被害の実情に応じて個別に考慮する。</p>
森林災害復旧 事業に対する 補助(第 11 条の 2)	<p>A 林業被害見込額$>$全国生産林業所得推定額\times5%</p> <p>B 林業被害見込額$>$全国生産林業所得推定額\times1.5% かつ</p> <p>(1) 一の都道府県の林業被害見込額$>$当該都道府県の生産林業所得推定額 \times60%…の県が 1 以上</p> <p>又は</p> <p>(2) 一の都道府県の林業被害見込額$>$全国生産林業所得推定額\times1%…の 県が 1 以上</p> <p>ただし、A B とも、林業被害見込額は樹木に係るものに限り、生産林業 所得推定額は木材生産部門に限る。</p>

適用措置	指定基準
<p>中小企業信用保険法による災害関係保証の特例（第12条）</p> <p>小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例（第13条）</p> <p>中小企業者に対する資金の融通に関する特例（第15条）</p>	<p>A 中小企業関係被害額>全国中小企業所得推定額×0.2%</p> <p>B 中小企業関係被害額>全国中小企業所得推定額×0.06%かつ</p> <p>(1) 一の都道府県の中小企業関係被害額>当該都道府県の中小企業所得推定額×2%…の県が1以上</p> <p>又は</p> <p>(2) 一の都道府県の中小企業関係被害額>1、400億円…の県が1以上</p> <p>ただし、火災の場合又は第12条の適用の場合における中小企業関連被害額の全国中小企業所得推定額に対する割合については、被害の実情に応じ特例的措置を講ずることがある。</p>
<p>公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助（第16条）</p> <p>私立学校施設災害復旧事業に対する補助（第17条）</p> <p>市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例（第19条）</p>	<p>第2章（第3条及び第4条）の措置が適用される場合。</p> <p>ただし、当該施設に係る被害又は当該事業量が軽微であると認められる場合を除く。</p>
<p>罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例（第22条）</p>	<p>A 被災地全域滅失戸数≥4、000戸</p> <p>B</p> <p>(1) 被災地全域滅失戸数≥2、000戸かつ</p> <p>一の市町村の区域内的の滅失戸数≥200戸又は住宅戸数の1割以上…の市町村が1以上</p> <p>又は</p> <p>(2) 被災地全域滅失戸数≥1、200戸かつ</p> <p>一の市町村の区域内的の滅失戸数≥400戸又は住宅戸数の2割以上…の市町村が1以上</p> <p>ただし、(1)(2)とも、火災の場合における被災地全域の滅失戸数については、被害の実情に応じ特例的措置を講ずることがある。</p>
<p>小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等（第24条）</p>	<p>第2章（第3条及び第4条）又は第5条の措置が適用される場合。</p>
<p>上記以外の措置（第7、9、10、11、14、20、21、25条）</p>	<p>災害の実情に応じ、その都度検討する。</p>